SSBJ

第 59 回サステナビリティ基準委員会

資料番号	審議事項(3)-1
日付	2025 年 11 月 20 日

プロジェクト	ISSB 公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」及び「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」への対応
項目	ISSB の公開草案への対応

Ⅰ. 本資料の目的

1. 本資料は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が、2025 年 7 月 3 日に公表した、公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」（以下「『SASB スタンダード』の修正案」という。）及び「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」（以下「IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正案」という。）（以下あわせて「ISSB の公開草案」という。ISSB の公開草案のコメント期限は 2025 年 11 月 30 日である。）への対応を検討することを目的としている。

Ⅱ. これまでの経緯

ISSB の公開草案の公表

2. ISSB は、2024 年から 2026 年にかけての作業計画の一環として、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（IFRS S1 号）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（IFRS S2 号）を適用する企業に対して適時の支援を行うために、「SASB スタンダード」の向上を目的として、2025 年 7 月 3 日に、「SASB スタンダード」の修正案を公表した。

3. また、「SASB スタンダード」の修正案が「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に含まれる気候関連の内容の修正も提案していることから、ISSB は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に関しても、「SASB スタンダード」の修正案に対応する結果的修正を行うことを目的として、同日に、IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正案を公表した。

これまでの審議の状況

4. 当委員会では、これまでに ISSB の公開草案に対して、次のとおり審議を行っている。

サステナビリティ基準委員会	内容
第 55 回（2025 年 7 月 29 日開催）	・ ISSB の公開草案の概要説明 ・ ISSB の公開草案に対する検討アプローチの審議
第 56 回（2025 年 8 月 18 日開催）	・ ISSB の公開草案に対するコメントの方向性の審議
第 57 回（2025 年 9 月 16 日開催）	・ ISSB の公開草案に対するコメント・レターの文案の審議
第 58 回（2025 年 10 月 23 日開催）	・ ISSB の公開草案に対するコメント・レターの文案の審議

5. 第 55 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 7 月 29 日開催）においては、事務局より、次のアプローチで ISSB の公開草案への対応を検討することを提案し、概ね賛同を得た。

(1) 賛否にかかわらず、当委員会として ISSB にコメントを提出する。

(2) その際、当委員会から提出するコメントは、基準設定主体の立場からコメントできる範囲でのコメントとする。

① ISSB の公開草案における修正に対するアプローチを含む、ISSB が産業別の開示要求を開発するにあたってのアプローチに焦点を当てる。

② 「SASB スタンダード」及び「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」は、適用することが要求されず、参照し、考慮することが要求されるものとして位置づけられているものであることを前提とする。

6. 第 56 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 8 月 18 日開催）においては、次の 3 つの論点に関して、「SASB スタンダード」の修正案に対するコメントの方向性をご審議いただいた。

(1) ISSB の産業別ガイダンス及び「SASB スタンダード」の位置付け

(2) 他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性

(3) 生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）及び人的資本に関連する情報

7. 第 57 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 9 月 16 日開催）においては、第 56 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見を踏まえて作成した ISSB の公開草案に対するコメント・レターの文案をご審議いただいた。

8. 第 58 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 10 月 23 日開催）においては、第 57 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見を踏まえて作成した ISSB の公開草案に対するコメント・レターの文案をご審議いただき、特段の意見は聞かれなかった。

Ⅲ. 本日の審議事項

9. 本日の委員会においては、ISSB にコメント・レターを提出することについてご了承をいただきたい。なお、コメント・レター文案については、前回の委員会においてご審議いただいた内容より変更はない。コメント・レターの文案及びその参考訳については、次の審議資料をご参照いただきたい。

(1) 公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」に対するコメント・レターの文案（英文）（審議事項(3)-2）

(2) 公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」に対するコメント・レターの文案（参考訳）（審議事項(3)-2 参考資料）

(3) 公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」に対するコメント・レターの文案（英文）（審議事項(3)-3）

(4) 公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」に対するコメント・レターの文案（参考訳）（審議事項(3)-3 参考資料）

ディスカッション・ポイント
コメント・レターの文案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 コメント・レターを ISSB に提出することについてご了承いただきたい。

以　上